

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 5 年茨城県条例第 41 号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第 2 項に基づき、公表する。

令和 8 年 5 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社貴環境設備

所在地 茨城県高萩市大字上手綱字赤塚 215 番 1

2 対象の屋外保管事業場

- ・茨城県高萩市大字上手綱字赤塚 215 番 1
- ・茨城県高萩市横川 422 番 1

3 勧告の内容

- （1） 令和 8 年 5 月 8 日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （2） 令和 8 年 5 月 8 日までに、届出書の内容に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和５年茨城県条例第４１号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第１１条第１項第１号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第２項に基づき、公表する。

令和８年５月１１日

茨城県知事 大井川 和彦

記

１ 事業者

名 称

所在地

２ 対象の屋外保管事業場

３ 勧告の内容

令和８年５月８日までに、保管物の高さ、保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和５年茨城県条例第４１号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第１１条第１項第１号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第２項に基づき、公表する。

令和８年５月１１日

茨城県知事 大井川 和彦

記

１ 事業者
名 称
所在地

２ 対象の屋外保管事業場

３ 勧告の内容

令和８年５月８日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。